

高校生等奨学給付金（通常給付）のご案内

【奨学のための給付金とは】

- 授業料以外の教育費を支援する給付金です。（返還不要）
- 給付を希望する場合は、申請書類の提出が必要です。

＊ 所得や国籍など複数の要件があり、要件に該当する世帯のみ対象です。

1 対象世帯

令和8年7月1日現在の世帯状況が、次の①～③全てに該当する世帯

- ① 生徒が高等学校等就学支援金（高校生等・新修学支援、学び直し支援金）の受給資格を有すること。
- ② 世帯年収等が次のア～エのいずれかであること。
 - ア. 生活保護（生業扶助）受給世帯
 - イ. 令和8年度の保護者等全員の住民税所得割合算額が非課税（0 円）
 - ウ. 令和8年度の保護者等全員の住民税所得割合算額が 100 円以上 105,500 円未満
 - エ. 令和8年度の保護者等全員の住民税所得割合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満
- ③ 保護者等が長崎県内に住所を有していること。

※生徒の国籍・在留資格等で対象となる世帯の範囲が異なります。

※住民税所得割額については、市町村窓口等で取得できる「令和8年度課税証明書」、主に会社員の方へ毎年6月頃に勤務先を通じて配布される「令和8年度特別徴収税額決定（変更）通知書」、自営業者の方や住民税を直接納付している方へ市町村から送付される「令和8年度納税通知書」、またはマイナンバーカードを利用してご自身の公的情報を確認できるサービスである「マイナポータル」等により確認できますので、申請の際の参考としてください。

なお、申請内容の確認は、令和8年度課税証明書により行います。

本年度は、学校で対象世帯の確認ができません。必ず各世帯においてご確認ください。

2 給付額（生徒 1 人あたり）

世帯区分	基準となる所得割額 (保護者等の合算額)	生徒 区分	給付額
生活保護（生業扶助） 受給世帯	0円	全日制 定時制 通信制	32,300円
住民税非課税世帯		全日制 定時制	143,700円
		通信制	50,500円
年収270万～380万円 相当の世帯	100円以上 105,500円未満	全日制 定時制	47,900円
		通信制	16,830円
年収380万～490万円 相当の世帯	105,500円以上 182,500円未満	全日制 定時制	35,930円
		通信制	12,630円

3 申請書のほかに必要となる書類

1. 全員提出

① 住民票謄本

- ・申請者（保護者）の住民票謄本、（世帯全員の内容が記載されており、筆頭者及び続柄の記載があるもの）
- ・日本国籍の方は、本籍地が記載されたもの。外国籍の方は、在留資格、在留期間が記載されたもの。
- ・居住地の市町が発行するもの
- ・個人番号が記載されている場合は、該当部分を復元できない程度にマスキングを施すこと
- ・7月1日以降に発行されたものであること

② 口座振込申出書

③ 通帳の写し（振込希望口座が校納金の引落口座と同一であり、申請者と口座名義が同一の場合は不要）

- ・口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているもの

④ 委任状（校納金に未納がある方のみ）

※相殺して差額が支給されますのでご注意ください。

2. 令和8年度の保護者等全員の住民税所得割合算額が182,500円未満の高校生等（3. を除く）

① 令和8年度（令和7年中の所得）の課税証明書、非課税証明書等

- ・居住地の市町が発行するもの
- ・配偶者控除があっても省略不可（保護者全員分が必ず必要）
- ・「所得割額」について、「減免前所得割額」と「減免後所得割額」に分けて記載がある場合は、「減免後所得割額」で判断

3. 生業扶助受給世帯の高校生等

① 生活保護受給証明書

- ・居住地の福祉事務所が発行するもの
- ・7月1日以降に発行され、生業扶助の受給の記載があるもの
- ・続柄の記載があるもの

※扶養状況等を確認するために、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

※外国籍の方には、在留状況等を確認するため上記以外の書類の提出を求めることがあります。

提出期限	令和8年8月21日（金）
提出先	大村城南高等学校事務室 担当：吉田
提出方法	持参または郵送（提出用封筒に封をしてご提出ください）
連絡先	0957-54-3121

※ 申請される場合で、期限までに必要書類を提出することが難しい場合は、8月21日（金）までに上記担当までご連絡いただくようお願いいたします。

（8月10日（月）～8月16日（日）は学校閉庁日となっておりますのでご注意ください。）

高校生等奨学給付金 Q&A

Q1 申請したら必ず全員に支給されますか？

A1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

Q2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1 年間の所得に応じて決まる税額のことです。市町村が発行する課税証明書等や納税義務者用の特別徴収税額決定通知書やマイナポータルにて確認できます。なお、申請される場合は、課税証明書の提出が必要となります。マイナポータルでの確認方法については別紙をご参照ください。

県民税	均等割額		市民税額	均等割額	
	所得割額			所得割額	

Q3 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A3 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額および市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けてください。

Q4 課税証明書等は同居している祖父母等も必要ですか？

A4 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等は必要ありません。親権者が父母の場合は 2 名分のみ提出してください。

Q5 保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。 このような場合も対象になりますか？

A5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

Q6 退学した場合は給付金を返還する必要がありますか？

A6 給付金は、認定基準日時点で判断します。認定基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

Q7 子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。長崎県に申請できますか？

A7 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。申請の手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。